

中野区教育委員会会議録 平成23年第14回定例会

○開会日 平成23年5月20日(金)

○場 所 桃園地域センター

○開 会 午前 10時00分

○閉 会 午前 11時05分

○出席委員(5名)

中野区教育委員会委員長	山 田 正 興
中野区教育委員会委員長職務代理	高 木 明 郎
中野区教育委員会委員	大 島 やよい
中野区教育委員会委員	飛鳥馬 健 次
中野区教育委員会教育長	田 辺 裕 子

○出席した事務局職員(9名)

教育委員会事務局次長	村 木 誠
副参事(子ども教育経営担当)	白 土 純
副参事(学校再編担当)	吉 村 恒 治
副参事(学校教育担当)	宇田川 直 子
指導室長	喜 名 朝 博
副参事(知的資産担当)・中央図書館長	天 野 秀 幸
副参事(学校・地域連携担当)	荒 井 弘 巳
副参事(特別支援教育等連携担当)	伊 藤 政 子 (欠席)
副参事(就学前教育連携担当)	海老沢 憲 一
副参事(子ども教育施設担当)	中 井 豊

○担当書記

子ども教育経営分野	落 合 麻理子
子ども教育経営分野	仲 谷 陽 兵

○会議録署名委員

委員長	山 田 正 興
教育長	田 辺 裕 子

○傍聴者数 4人

○議事日程

[議決案件]

- 日程第1 第39号議案 中野区教育委員会の権限に属する区立学校職員の勤務時間等に係る事務の委任に関する規則の一部を改正する規則
- 日程第2 第40号議案 中野区立小学校及び中学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部改正手続きについて
- 第41号議案 中野区立小学校及び中学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例施行規則の一部を改正する規則

[報告事項]

(1) 委員長、委員、教育長報告事項

- ・ 5 / 1 4 学校公開（緑野小学校、平和の森小学校、上高田小学校）について
- ・ 5 / 1 4 中野区医師会区民公開講座「放射線の秘密」について
- ・ 5 / 1 6 福島県田村市及び常葉少年自然の家の視察について
- ・ 5 / 1 8 なかの生涯学習大学開講式について
- ・ 5 / 1 9 谷戸小学校すこやか委員会について

(2) 事務局報告事項

- ①平成23年度中野区立学校の学校公開等一覧について（指導室長）
- ②平成23年度の移動教室、夏季学園の実施について（学校・地域連携担当）
- ③キッズ・プラザの開設、学童クラブ移転及び学童クラブ分室の廃止について（学校・地域連携担当）

中野区 教育委員会
第14回定例会
(平成23年5月20日)

午前10時00分開会

山田委員長

皆さん、おはようございます。

ただいまから教育委員会第14回定例会を開会いたします。

本日の出席状況は、全員出席です。

本日の会議録署名委員は、教育長にお願いいたします。

本日の議事日程は、お手元に配付の議事日程表のとおりです。

これから蒸し暑い季節を迎えますが、中野区では、地球温暖化防止の取り組みの一環として、冷房の温度を28度に設定しています。教育委員会におきましても、暑さをしのぎやすい服装で会議に出席することにいたしたいと思っておりますので、よろしくお願いたします。

さて、本日は、「地域での教育委員会」が始まってから19回目の開催になります。議事に入る前に、「地域での教育委員会」について若干ご説明いたします。

この「地域での教育委員会」は、開かれた教育行政をより一層進めるために、年2回ほど地域センターなどに会場を移して教育委員会を開催しているものです。今までに、南中野、江古田、弥生などの地域センターで開催してまいりました。本日は、ここ桃園地域センターで開催させていただきます。今後、さらに工夫を重ねながら、他の地域でも開催してまいりたいと考えております。

なお、会議の進行は通常のエ育委員会と同じように進めてまいります。また、会議を少し早目に終わらせて、傍聴されている皆様のご意見をいただく時間を設けたいと思っておりますので、よろしくお願いたします。

それでは、日程に入ります。

<議決事項>

<日程第1>

山田委員長

日程第1、第39号議案「中野区教育委員会の権限に属する区立学校職員の勤務時間等に係る事務の委任に関する規則の一部を改正する規則」を上程いたします。

議案の説明をお願いいたします。

副参事（学校教育担当）

お手元の資料に沿ってご説明いたします。

お手元の資料の3枚目、「参考」ということで、「中野区教育委員会の権限に属する区立

学校職員の勤務時間等に係る事務の委任に関する規則の一部改正について」という資料がございます。こちらに沿ってご説明いたします。

まず、改正する規則につきましては、今申し上げました「中野区教育委員会の権限に属する区立学校職員の勤務時間等に係る事務の委任に関する規則」でございます。

改正の理由につきましては、東京都教育委員会の事務処理の特例に関する条例と東京都職員に対する平成22年度における子ども手当の認定及び支給に関する事務の取扱いに関する規則が一部改正されたことに伴いまして、中野区の関係規定を整備するものでございます。こちらは、子ども手当が平成23年度も4月から9月まで引き続き支給されることになりましたので、これに伴うものでございます。

主な改正の内容につきましては、附則の第2項中「平成二十二年度」を「平成22年度等」に改めるものでございます。こちらの内容につきましては、新旧対照表をおつけしております。こちらのほうをご確認ください。

4番目、施行日についてです。公布の日から施行するというところでございます。こちらにつきましては、東京都の規則等に合わせまして、平成23年4月1日から適用するというところで考えております。

以上でございます。ご審議のほどよろしく願いいたします。

議案の説明は以上でございます。

山田委員長

ただいま上程中の議案につきまして、質疑がありましたらお願いいたします。

大島委員

事務の委任に関する規則ということなのですが、委任されているというのは、東京都から中野区に委任されているという意味なのではないかという素朴な疑問です。

それと、どのようなものが委任の中身になっているのでしょうか。ごくざっとした説明でいいのですけれども。

副参事（学校教育担当）

こちらの規則で委任しておりますのは、中野区の教育委員会に委任しているということで、区の職員とは別に、教育委員会に委任しているという意味での委任になっております。こちらは、東京都の事務処理の特例条例に基づきまして、中野区の教育委員会のほうに委任しているということでございます。

主な中身につきましては、勤務時間ですとか、手当ですとか、そういったものすべてに

なります。

大島委員

確認なのですが、子ども手当の認定や支給は今まで決まっているところでは平成22年度についてだったのだけれども、これが23年度も同じように行うことになったので、23年度以降も行えるようにということで「等」とついたという理解でよろしいのでしょうか。

副参事（学校教育担当）

そのとおりでございます。

山田委員長

ほかに質疑はございませんか。

なければ、質疑を終結いたします。

それでは、挙手の方法により採決を行いたいと思います。ただいま上程中の第39号議案を原案どおり決定することに賛成の方の挙手をお願いいたします。

（全員賛成）

山田委員長

全員賛成なので、原案どおり決定いたします。

<日程第2>

山田委員長

続いて、日程第2、第40号議案及び第41号議案の計2件を一括して上程いたします。

議案の説明をお願いします。

副参事（学校教育担当）

まず、第40号議案のほうからご説明いたします。

お手元の資料、最後のところに「参考」として、「中野区立小学校及び中学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部改正手続きについて」という資料をおつけしております。こちらに沿ってご説明いたします。

こちらの条例の目的でございます。この条例は、区立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償の範囲ですとか、金額、支給方法など、必要事項を定めているものでございます。

改正の理由につきましては、今回の改正は、公立学校の学校医、学校歯科医、学校薬剤師の公務災害補償の基準を定める政令の一部が改正されまして、これに伴うものでござい

ます。もう一つは、職員の給与に関する東京都の条例が一部改正されました。こちらの地域手当の支給割合の改正に伴うものでございます。

具体的な補償内容の改正につきましては、3番の改正内容のとおりでございます。

一つは、介護補償の限度額の改正でございます。こちらの条例の第11条第2項の関係の改正になります。こちらの改正につきましては、労働者の災害補償保険法施行規則の改正に伴うもので、国の労働政策審議会の答申を受けて見直しを行ったものでございます。介護を要する状態による区分によりまして、資料の①から④のように改定して定めることとしております。

2番目が、休業補償等の額の算定の基礎となる補償基礎額の改定でございます。こちらは条例第3条の別表の関係の改正でございます。

こちらの補償基礎額というのは、東京都の職員の給与に関する条例で定めております医療職の給与表をもとに算出しております。こちらの算出基礎となっております給与表の中の地域手当につきまして、平成9年から段階的にこの手当の引き上げを行ってきております。これを17%から18%に引き上げることに伴うものでございます。

経験年数によりまして、お手元の資料にございますとおり、①から裏面の⑥のとおり、金額を改正いたします。

こちらの条例の実施時期につきましては、公布日からいたします。

適用につきましては、東京都の条例と合わせて平成22年12月1日からいたします。

新旧対照表を資料でおつけしております。ご確認いただけたらと思います。第11条の関係で金額をそれぞれ改定しております。また、適用時期をさかのぼる関係で、附則の部分につきまして経過措置を定めております。

ご説明につきましては以上でございます。ご審議のほどよろしく願いいたします。

引き続き、第41号議案の説明をいたします。

こちら、お手元の資料の「参考」としてつけさせていただいておりますものでご説明いたします。「中野区立小学校及び中学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例施行規則の一部を改正する規則について」でございます。

この規則の目的は、公立学校の学校医、学校歯科医、学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の規定に基づいて、学校医等の公務災害補償の実施に関して必要な事項を定めるものでございます。

改正の内容につきましては、従来、男女別に定めておりました外貌障害につきまして、

障害の等級を男女の差をなくすということで改めるものでございます。こちらは労働者の災害補償法によって従来定められておりましたけれども、この法の規定が憲法に反するというので、京都地裁で平成22年5月27日に判決が出ました。こちらの判決が平成22年6月10日に確定いたしましたので、これに伴って関連の法をすべて改正するというところでございます。これに伴う改正でございます。

改正の具体的な中身につきましては、外貌障害に係る障害等級の男女差を解消するというので、条文の規定を改めております。

また、外貌障害に係る障害等級を新たに新設するという改正も行っております。

実施の時期につきましては、公布の日から施行することいたしますけれども、法の判例が確定した平成22年6月10日から適用するというので改正をいたします。

新旧対照表をつけておりますので、具体的な条文の内容についてはこちらをご確認いただけたらと思います。

具体的には、別表第2の第7級、第9級につきまして、以前は「女子の外貌に著しい醜状を残すもの」となっておりましたものを、「女子の」という文言をとりまして、「外貌に著しい醜状を残すもの」と変えております。

それから、第12級につきまして、男女差があったものを男女の差をなくすということで改正をしております。

あと、こちらがさかのぼって適用をする関係で、附則で経過措置を設けております。

説明については以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

山田委員長

ただいま上程中の議案につきまして、質疑がありましたらお願いいたします。

飛鳥馬委員

この最後に説明のあった、「外貌に著しい醜状」という表現があるのですが、細かい規定は私も存じていないのですけれども、「著しい」との判断はどこに書いてあるのかなという気がするのです。つまり、お医者さんが判断するのだらうと思いますが、その判断の基準がどんな程度かなとちょっと気になったものですから、いかがでしょうか。

副参事（学校教育担当）

著しいかどうかの判断につきましては、おっしゃるとおり、診断書と医師の見解によって判断をしていくことになります。

大島委員

今の外貌とかの改正は、施行規則の別表のところの改正ということで、これは規則で定められているということなのですが、等級については条例の中にはないのがちょっと意外な感じがしたのですけれども、規則のほうでということですのでよろしいですね。

副参事（学校教育担当）

はい。規則のほうでございます。条例につきましてはこういった等級の細かいところまでは定めをしておりますので、規則の中で定めております。

山田委員長

そのほかにご質疑はございますか。

先ほどの飛鳥馬委員のご質問の中で外貌障害、恐らくこれは該当する学校医等が申し立てた場合に、どのような外貌の障害があつて、将来、その方が普通の執務をしていく上でどのような障害が起り得るかというドクターの判断にゆだねるという理解でよろしいのではないかと思います。

副参事（学校教育担当）

おっしゃるとおりでございます。

山田委員長

ほかに質疑はございますか。よろしいでしょうか。

なければ、質疑を終結いたします。

それでは、上程中の第40号議案及び第41号議案を一括して挙手の方法により採決をいたします。

ただいま上程中の第40号並びに第41号議案の計2件を原案どおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

（全員賛成）

山田委員長

全員賛成なので、原案どおり決定いたします。

以上で、議決案件の審査は終了いたしました。

<報告事項>

山田委員長

次に、報告事項に移ります。

<委員長、委員、教育長報告事項>

山田委員長

まず、委員長、委員、教育長報告です。

では、私のほうから、前回、5月13日、第13回定例会以降の主な委員の活動について一括して報告いたします。

5月16日月曜日、福島県田村市及び常葉少年自然の家の視察について、教育長が出席をされました。

5月18日水曜日、なかの生涯学習大学開講式について、私、委員長が出席をいたしました。

そのほか、委員からの報告がございましたら、よろしくお願いたします。

では、私のほうからですけれども、5月14日、中野区医師会で区民向けに「放射線の秘密」ということで、東京大学放射線科の准教授をお招きしての区民公開講座がございました。やはり今、区民の大きな心配事は、福島の第一原発での事故のことだと思います。そのことを勘案して公開講座が組まれたのですけれども、当日は200名の区民が来館されまして、先生の話聞いていただきました。

結論から言いますと、放射線被害で一番心配なのは、がんの発生ということです。もちろん日本は唯一の被爆国ですから、広島や長崎の経験上、後で白血病が多くなったとか、チェルノブイリの事故で甲状腺がんがふえたとか、やっぱりがんの発生等が心配であろうかと思えますけれども、先生の話では、今の情報が確かであれば、今の状態で今のシーベルトであれば、すぐのがんの発生になることはないだろうとお話をされていました。

がんというのは、私たち人間には60兆個の細胞があって、6,000億個が毎日のように入れかわっている。そのときにコピーミスが行われて、がんになる。その危険度として放射線があったり、喫煙があったりということの理解でよろしいのではないかとということで、よくわかりやすいお話をさせていただきました。

昨日、私が学校医をしております中野区立谷戸小学校の学校保健委員会、すこやか委員会と申しますけれども、それが開催されまして、学校長、副校長、養護教諭並びにPTAの皆さんが15名ほど参加をされました。その中では健康診断についての報告と、また、眼科医の先生からは、視力の低下が見受けられるのでどのように予防をするか。やはり30分以上の読書だとか、ゲームだとかは避けたほうがいだろうということです。それから、歯科の先生からはおもしろいお話がありまして、ほおづえをついていると、歯肉炎になりやすいというデータがあるから、姿勢を正してきちんと授業を受けるべきだというお話がございました。私のほうからは、その放射線の話とPTSDの今後の取り組みについての

話をいたしました。

谷戸小学校は、ご承知のとおり、ことしから2年間かけて耐震補強工事が入ります。ということで、もう既に校庭の3分の2がプレハブの校舎が建つために使えない状況が出ておりまして、ちょうどきのうから昼の休み、1時10分から1時40分まで30分間は、すぐ近くに谷戸運動公園という公園があるのですけれども、そこに各クラスごとに集団で集まって、担任の先生がお連れになって行くことをこれから続けていきますということです。最初の日でしたから、なかなか低学年の子どもたちは集まるのも大変でしたし、点呼をするとかですね。でも、恐らく担任の先生と一緒に昼休みに子どもにかかわるということが行われてくると、いわゆるクラス経営とか、クラスの運営については、その面ではまたいい方向に行くのではないかと思います。ただ、2年間にわたって校庭が使えないという現状を踏まえると、なかなか厳しいものがあるかなと思いますので、いろいろな面でサポートしなければいけないかなと思っています。

また、それに呼応して、第九中学校でのエアロビクス、水中運動を始めておりますが、九中のプールなので中学生用ですから、水深が130センチだそうです。30センチの台を置くのだそうですけれども、ちょっと動くと波が来て、1年生などはゆらゆら揺れてしまって、そういった安全面に十分配慮しなければいけないという話でございます。今後とも子どもたちが元気にすくすく育っていただければと思っております。私からは以上です。

高木委員、お願いいたします。

高木委員

私は、5月14日の土曜日に、第2土曜日ということで学校公開をやっていた学校が多くございましたので、統合新校の緑野小学校と平和の森小学校を見てきました。緑野小学校は旧沼袋小学校、丸山小学校が統合しまして、現在、児童数は450人、1年から6年まで15クラス、プラスたんぼぼ学級1クラスで、計16クラス、3年生、4年生、6年生が3クラスです。中野区の区立小学校25校の平均が350人ですから、およそ100人ぐらい多い形で、かなりにぎやかな学校でございます。

ただ、土曜の学校公開が各学校、1、2、3限しかございませんので、ちょっと1限と2限の途中までを駆け足で見て、そこから平和の森のほうに移動をしたところでございますが、どの学級もおおむね適正に事業運営がされていたのかなと思います。1年生が71人でございますので、35人学級の関係で1人、プラスワン、先生が入っていましたが、急に1人来たので、効果的に授業をやるのはこれからの課題なのかなというところでございま

す。

続きまして、平和の森小学校でございますが、こちらは桃花を抜きまして、現在、児童数が538人、中野区の小学校でナンバーワンでございます。1年から6年まで計16クラス、1、2、3は3クラスということで、私が小学校のころの規模もこんな感じだったので、非常に子どもが多くてにぎやかというか、元気だなという印象を持ちました。こちらのほうも各学級で適正に授業が行われているところですが、両校とも5月の初めての学校公開ということもありまして、低学年だけではなく、高学年も非常に多く保護者の方が来て、授業は外からのぞくような形になって、個人的にはちょっと不消化な部分がございます。

あと、平和の森に関しましては、道徳授業地区公開講座ということで、千葉大学名誉教授をお招きして、「道徳教育 豊かな心、優しい心を育てるにはどうしたらいいのか」ということで、ご講演と意見交換がありました。前にも区内の小学校の同講座で1回私はお話を聞いたことがあるのですが、非常にわかやすいお話で、ためになりました。

私からは以上でございます。

山田委員長

飛鳥馬委員、お願いいたします。

飛鳥馬委員

特にはございません。

山田委員長

では、大島委員。

大島委員

私も、5月14日の土曜日、上高田小学校の学校公開に行ってみりました。ちょうどこの日はセーフティ教室をやる予定の日でございまして、1年から3年と4年から6年と2つに分けて、私が見ましたのは1年から3年のセーフティ教室を体育館でやっておりました。

この日は警察の方もいらしていただいたのですけれども、「連れ去りの防止と万引きの予防」というテーマでした。ロールプレイングというのでしょうか、子どもたちの代表も出てもらって、不審者役の先生が声をかけて、「ちょっと車に乗って道案内をして」というようなことについて、どういうふうに対処したらいいかということなのですからけれども、子どもの代表が出ているということで、ほかの子どもたちもすごく親近感というか、興味を持ってやっているようで、あのやり方はいいと思うのです。

ただ、道を聞かれたりして、不審者とわかっている状況設定なものですから、「嫌だ」とか、「教えない」とか言う子どもがいて、はっきり断るのはいいのでしょうかけれども、一般の社会では不審者かどうかわからないので、一方ではやっぱり人に親切にしましょうというような道徳的なこともあるので、その辺が難しいなということです。結局、いい方法としては、まだ小さい子なのだから、「大人の人に聞いてください」というようなことで、車との距離を十分とるとか、そんなような話だったりしました。

ご父兄の方も随分見えていて、ざっと見て60名近くの方が見ていらしたのですけれども、ただ、次の時間には父兄の意見交換会が設定されていて、校長先生いわく、そこで何人残ってくれるかが勝負だということで、やっぱり大分減って、ご父兄の方が20人ぐらいに減ってしまったのですけれども、でも、子どもの安全についてご父兄の方の意見がいろいろ出て、活発な意見交換ができました。例えば塾の帰りに酔っぱらいなどがいるような繁華街を通ったほうがいいのか、そうでない裏道を通ったほうがいいのか。警察の方いわく、やっぱり人の目があって明るい方が、酔っぱらいがいるかもしれないにしても、そっちのほうがいいのか、いろいろな具体的な話があって大変参考になりました。以上です。

山田委員長

ありがとうございました。

では、教育長、お願いします。

教育長

私は、5月16日の田村市の視察について補足の報告をさせていただきます。

この日に田村市と常葉少年自然の家に行きましたのは、3月11日の震災で施設が大分破損しているということで、4月1日から休止をしておりました。あそこはもう30年以上開設しているわけですがけれども、運営に協力をしていただいています事業協同組合の方々が今年度は契約を締結していないということもありまして、制度の休止に至った経過と今後の状況についてご説明をさせていただくとともに、被害の状況について、担当の荒井副参事と一緒に建物を見てまいりました。

経過について事業協同組合の方にご説明をし、福島第一原発から30キロちょっと離れたところにあるというような立地も含めまして、協同組合の方々については休止に至った経過についてはご理解をしていただいたわけですがけれども、今後、施設の運営が再開できるのかどうかということをととても気にされておられました。とにかく30年以上、中野の子どもたちの育っていく状況をずっと見ていただいたり、豊かな体験を提供していただいたり

ということがありまして、子どもたちにとっても愛着を持って運用していただいていることが見てとれましたので、そういう思いで、一日も早い再開を願っていただいているのだなということとは感じとれました。

その後、施設を見てきたわけですがけれども、躯体については、ひびが入ったり、天井の板が落ちたりというようなことだったので、それほど支障はないかなと思ったのですけれども、埋設しているガス管ですとか給排水の設備、それから地盤沈下等もありまして、今後、専門家に被害の状況についてもうちよっと専門的な見地から見てもらって、今後の対応について教育委員会として考えていかなければいけないと思いました。そういう対応を早急にとりたいと考えています。

最後に、田村市の市長さんのところに伺いまして、これまでの私どもの常葉に対する経過と、たまたまですけれども、南台のほうにあります矢島自治会というところが田村市に対してお見舞いの義援金をお届けしてほしいということも頼まれましたので、そのこともありまして伺ってまいりました。

市長さんは3月11日以降、すぐに中野区が救援について対応してくれたことに対しましてとても感謝をし、また、その中では山田委員長が医師会を代表して行かれたり、歯科医師会が行かれたりということで、適切な救援をしていただいたことについて本当に感謝しているというお話を承ってまいりました。

報告は以上です。

山田委員長

ありがとうございました。

それぞれ委員の報告につきまして、質問、ご意見がございましたらお願いいたします。

高木委員

教育長から報告をいただきました田村市の常葉少年自然の家の件です。今のご説明で本体のことはよくわかったのですが、その周囲がちょっと高台みたいになっていますよね。例えばその海岸の状況ですとか、あと、もともとあった建物に宿泊棟を増設してつくったような構造ですので、たしか一昨年ですか、大島委員と一緒に緑野中の移動教室に同行したときかなり老朽化していて、担当の方からもやはり定期的な補修が必要だという話を聞いていて、補修だけで幾らかかるのかなという印象を持ったのです。そこら辺の周りとかの感じをもうちょっとご説明いただきたいと思います。

教育長

確かに高台にあります施設なのですけれども、バスが入ったり、子どもたちが階段を上って施設に行くというようなところでは特に目立った異常はないのですけれども、施設の端が崖になっていて、そこが相当地盤沈下をしていて、建物から大分下がっているということがありましたので、この地盤がどうなっているのかが非常に心配であります。

また、真ん中に前の買い取ったときの古い建物があって、その周りを増設しているのですけれども、やはり接続の部分が大分損傷を受けていたり、やっぱり古い建物のところはサッシがゆがんでいたりということで、もし手を入れるにしても、古い建物については最悪は建て直しをしないといけないような状況かなということが見てとれました。

飛鳥馬委員

関連ですけれども、この施設を見に行っていたときに、高木委員が言われたところも、つくった当時の図面等を見て、よく調べてきてほしいなと思っています。傾斜地を削って平らにしてつくって造成していると思うのですが、建物は削った土を盛ったところに建っているのか、あるいは今言われたグラウンドの先のほうに土をずっと移動しているから、地盤沈下等を考えれば、そちらが先のほうなのか、それをはっきりしないと、もし補修したとしても、また地震が来たときにその可能性があるかなと思います。ガス管等も心配だということだとすると、ちょっとよくわかりませんが、つくった当時の工事の状況等もよく見ていただいて、調べていただけたらいいかなと思っています。

教育長

区におります技術の職員、専門の職員に十分な調査をしてきてもらおうと思っていますので、今、飛鳥馬委員が言われた点についても十分調べてまいりたいと思っています。

山田委員長

私のほうからですけれども、田村市は原発の被害を受けて退避された県民の方々を受け入れていると思うのですけれども、今、田村市にとって何が一番支援として必要なのでしょうか。

教育長

私も市長さんにそのお話を伺ってまいりましたが、田村市の行政関係はほぼ平常どおりに動いているということで、今200人ぐらい、近隣の自治体から原発の被害で避難をされている方を旧の小学校に避難所として収容しているということでした。今は自衛隊が支援に入っておりまして、特に必要な支援はとりあえずはもうないということでした。

もうちょっと避難の方が落ちつかれて数が少なくなれば、避難所を閉鎖して、田村市内

にあります宿泊施設が幾つかあるので、そちらにお移りいただいたほうが、避難の方も落ちついて避難生活が送れるのではないかということで、そうした生活の安定化に向けて努力をされているという状況でした。

山田委員長

先ほど高木委員から報告がありましたけれども、平和の森小学校がたしか感染性胃腸炎での対応があったり、そのちょっと前まではインフルエンザでして、新しい学校を開校したのになかなか大変な状況ではないかと思うのですけれども、感染性胃腸炎の状況などは何かわかりますか。

副参事（学校教育担当）

今のところまだ、きょうの朝の時点では原因等について連絡は受けておりません。原因については今確認中で、検査結果を待っているということになるかと思います。

山田委員長

たしか現在、1クラスの学級閉鎖で何とかおさまっているということです。なかなか感染症が終息しないので、新しい学校になって、校長先生を初めご苦労されているのかなと思っております。

それからもう1点、大島委員からの報告でセーフティ教室なのですけれども、セーフティ教室というのは大体年間何校で、どのぐらい開催されるのか教えていただけませんか。

指導室長

事務局報告のところでもまたご説明申し上げますが、各校、必ず1回はやるということになっております。

山田委員長

その際に、スクールサポーターでしたか、警察のOBたちとのかかわりは今のところ順調にできているのでしょうか。

指導室長

セーフティ教室の内容はいろいろございまして、いわゆる防犯、見守り、安全ということであれば、そのスクールサポーターの方、それから中学校ですと、薬物乱用防止ですとか、今回、鷺宮小学校などは警備会社の方に来ていただいたり、車の安全ということで、宅配業者の車から子どもたちがどういうふうに見えるかというところを親御さんと一緒に指導していただいたという場面がございました。

山田委員長

ありがとうございました。

ほかにご発言はございますか。

ご発言がないようであれば、次に移ります。

ここで1点、おわびを申し上げます。冒頭で私のほうから本日の出席状況について全員出席と申し上げたところですが、訂正をいたします。本日、緊急の対応があり、村木事務局次長が遅れて出席予定で、伊藤特別支援教育等連携担当が欠席になっています。申しわけございません。訂正させていただきます。

それでは、事務局報告に移ります。

<事務局報告>

山田委員長

初めに、「平成23年度中野区立学校の学校公開等の一覧について」のご報告をお願いいたします。

指導室長

それでは、今年度の中野区立幼稚園、小学校、中学校の学校公開一覧ができましたので、ご報告申し上げます。

資料をごらんいただきたいと存じます。表面が小学校で、裏面に中学校と幼稚園のものがございます。

内容といたしましては、運動会、今週末から小学校1校、中学校4校が始まります。また、文化的行事、先ほど委員からご質問がございましたセーフティ教室、道徳授業地区公開講座、そして、今年度から第2土曜日はすべて授業公開としておりますので、その学校公開の日程、右端には周年行事研究発表の日程等を入れてございます。開始時刻につきましては、指導室または直接学校にお問い合わせいただければと思います。

以上でございます。

山田委員長

ご質問がありましたらお願いいたします。

飛鳥馬委員

先ほどセーフティ教室の質問がありましたが、指導室長さんの説明によると、セーフティ教室のほうは主として不審者対応、あるいは薬物乱用、交通安全もありますということでしたが、地震、火災は今までのような避難訓練という位置づけでよろしいのかどうか。それから、ここには書いてありませんけれども、年間どのくらいやっているのでしょうかと

ということです。

指導室長

避難訓練、安全指導でございますけれども、毎月必ずやることになっております。また、セーフティ教室は別でありますけれども、小学校につきましては引き取り訓練を年1回必ずやっているところでございます。

飛鳥馬委員

もう1点、学校公開の内容と申しますか、ふだん公開して、どうぞ見にいらしてくださいということで公開していると思うのですが、セーフティ教室はかなり入っているかなと思うのですが、道徳の地区公開講座が入っているところと入っていないところもあつたり、あるいは文化祭がふえたみたいなものが公開のカウントにはならないのかどうかというところがちょっと気になったのですが、何か基準がございますか。

指導室長

学校公開にあわせてセーフティ教室、道徳授業地区公開講座をやっていただくところもありますし、これとは全く別に、通常の授業を土曜日に公開して、それとは別な形で公開講座をすることもございます。原則的にそのことについては特に学校のご判断というふうにお話をしております。

飛鳥馬委員

公開は年間何回という回数は示しているのですか。

指導室長

セーフティ教室、道徳授業地区公開講座につきましては最低1回ということがございます。それから、学校公開につきましては、今年度から開始しております第2土曜日の授業が全部公開に当たりますので、最低8回は行われることとなります。

山田委員長

学校公開についての周知方法はどのようにされているのでしょうか。

指導室長

これにつきましては、「教育だより」、ホームページ等で公開をしております。

山田委員長

ほかにご質問はございますか。

飛鳥馬委員

セーフティ教室のところ、桃花でしょうか、2日連続ずつ、回数がかかり入っている

ような気がするのですが、これは何か特色があるのでしょうか。

指導室長

桃花小学校は、全学年で1コマずつやっていくという関係でこのような形になります。セーフティ教室につきましては、学年を特に指定しておりません。全校でという場合もありますし、高学年だけという場合もございますので、学校の工夫でそれぞれの学年に応じた形でということで、桃花は6回となっております。

山田委員長

私のほうから1点、3月11日の震災のことを受けて、学校として子どもたちの安全のためにどんなことを行ってきて、どんな課題があったかということがセーフティ教室に生かされるといいかなと思うのですけれども、いかがでしょうか。

指導室長

セーフティ教室については、今まで震災関連のことは一切なかったというか、どうしても安全・安心ということでございました。それについても、今年度については昨年度からの計画でございますので、今後はそういうものも取り入れながらというふうになってくると思います。

山田委員長

ほかにご質問はございますか。よろしいですか。

では、続きまして、「平成23年度の移動教室、夏季学園の実施について」の報告をお願いいたします。

副参事（学校・地域連携担当）

本年度の移動教室及び夏季学園についてのご報告をさせていただきます。

先ほど来お話に出ておりますとおり、3月11日に発生いたしました東日本大震災によりまして、常葉少年自然の家が被害を受けてございます。また、福島第一原発の事故の発生に伴いまして、30キロメートル圏域に隣接しているということもございます。ということ踏まえて、当面の間、利用休止ということで、常葉移動教室についても今年度は中止をするという形になってございます。

また、岩井の臨海学園でございますけれども、これにつきましても大規模な余震が発生するおそれ、これに伴う津波のおそれを払拭できないこと、また、計画停電が実施された場合の児童の安全確保が難しい、担保できないということから、今年度につきましては岩井臨海学園につきましても中止をさせていただく形になってございます。

この常葉少年自然の家が使用できないことを含めまして、記書き以降でございますけれども、今年度の移動教室の形をご説明させていただきます。

小学校の移動教室につきましては、常葉が使えないということもございますけれども、軽井沢少年自然の家のほうで全校で実施するという形がとれましたので、そのような形で実施をさせていただきたいと思っております。

中学校の移動教室につきましては、中学校2年次に常葉少年自然の家を使った移動教室を実施してございましたけれども、これにつきましても使用ができないということで、中学校長会ともいろいろと調整をさせていただいた結果、日帰りの移動教室で実施をするという形で進めてございます。実施校につきましては、12校中11校で行うという今のところまでの予定がたっております。残り1校につきましては、代替措置を含めまして、まだ検討されていると聞いてございます。

3番目でございます。中学校の林間学園につきましては、1番の小学校の移動教室のちょうど合間に実施が可能でございますので、当初の予定どおり、軽井沢少年自然の家を利用しまして実施させていただくという形で、今年度は移動教室と夏季学園の実施という形で進めさせていただきたいと思っております。

ご報告は以上でございます。

山田委員長

ご質問がございましたらお願いいたします。

大島委員

そうしますと、中学校は例えば1年生で何をやる、2年でというような、今までの慣例ですと、そういう学年ごとの行事があったかと思うのですが、おさらいになるかもしれませんけれども、ちょっとそれを教えていただけますか。

副参事（学校・地域連携担当）

小学校からまいりますと、小学校の5年と6年で常葉と軽井沢ということで、先に常葉へ行った場合には、次に6年で軽井沢へ行くという形の移動教室をしておりました。中学校1年生ではここに書いてありますとおり、林間学園ということで、軽井沢のほうに行くという形でございます。中2では移動教室ということで、常葉のほうに行くという形になってございます。中3では、ここには書いてございませんけれども、修学旅行ということで実施をするという形が今までのパターンでございます。

大島委員

そうしますと、今まで中学2年のときに移動教室ということで宿泊行事をやっていたかと思うのですが、それがことし、今のご報告のように日帰りの移動教室を実施する学校が大部分であるというようなことだと思うのですが、これはことしの特例的な措置になるのでしょうか。それとも、今後ずっとそういう流れになるのか、その辺はいかがでしょうか。

副参事（学校・地域連携担当）

常葉の状況が、原発のこのごろのいろいろな報道もございますけれども、なかなか短期間のうちには解決と申しますか、収束が難しい状況もございます。そういったところと、あと、先ほど来お話が出ておりますけれども、子どもさんたちが安全にまた使用するという段階までの整備をすると、どの程度の経費がかかるのかといったところも、来週、専門の職員に現地に向かわせまして、概算を出させるという形で調査を進めたいと思っております。

そういった形で、常葉が現在こういう状況にあるということで、一方でこういった移動教室等、施設を使いました校外学習につきましてはより推進していくという観点もございますので、そういったところで今後の新しい体系等につきましては、その状況を見ながら検討を進めてまいりたいと思っております。そういった意味で、恒久的なことではないというふうには考えてございます。

山田委員長

ほかにご質問はございますか。

今の件で、やはり常葉については教育長も視察されて、今後、どのようにするかはこの1年の間に結論が出てくるかなと思っておりますけれども、やはり原発のことはそう軽々に処理はつかないだろうということを踏まえると、なかなか厳しい状況ではないかなという予想は立ちます。

一方の夏季学園の岩井の件は、ことしは津波のこととかいろいろあるわけですがけれども、一方では昨年度、校長会からも、安全の面から岩井の臨海学園については十分な配慮をしていただきたいということを強く言われております。ただ、私はきのうも谷戸のPTAの皆さんと会ったときに、岩井があるから6年生、頑張るぞという、この中野区において岩井というものを通じて、多くの学校では小学校で遠泳に取り組んできたのですね。そういう大きな歴史の中で、勇気ある撤退かもしれませんけれども、これは十分議論をして、できれば子どもたちのそのモチベーションが下がらないようなことを考えないと、今、教育ビジョンでは体力向上をうたっている中野区でありますから、知恵を絞り出して、何とか

子どもたち、もしくはご父兄、保護者の方たちの期待にこたえるようなメニューを考えなければいけないのかなと思っております。

副参事（学校・地域連携担当）

おっしゃるとおり、この一つ大きな地震と原発の事故が起因しておりますけれども、全体の体系、体験学習の体系自体を検討する中で、ご父兄の方の期待にこたえられるような形の体系づくりを進めてまいりたいと思います。

山田委員長

もう1点、小学校の移動教室が軽井沢ということになりますけれども、小学校で夏季学園に使いますよね。そうすると、実際に軽井沢の少年自然の家に何月から何月まで、かなりフルで使うことになると思いますが、その辺はどうでしょうか。

副参事（学校・地域連携担当）

おっしゃるとおりでございます、本当にフル活用という形になります。小学校のほうにつきましては前半と後半という形に分けてございまして、今月の30日から前半がスタートすることになってございます。ちょうどその夏季休業中には中学校が入りまして、それが終わった後に小学校が入るという形で、秋口まではフル活動という形で施設を利用していく形になってございます。

山田委員長

そうしますと、軽井沢の地は、やはり夏は比較的過ごしやすいと思うのですが、5月の初めとか10月の終わりぐらいになるとかなり寒いのですよね。それに対して設備的なことでの問題は生じませんかでしょうか。

副参事（学校・地域連携担当）

私もこの前、実踏に行ってまいりましたけれども、本当に夏は逆に涼しくて、冷房設備も要らないような快適な状況でございます。ただ、やはり立地上のところから、前回もちょっと行ってまいりましたけれども、結構外は暑いのですけれども、夜になると意外と逆に涼しかったりしまして、ここから先は快適なのかなと思います。冬場、秋口、早めに寒くなる時期があると思いますので、そこの部分については何らかのケアができるような形で考えたいと思います。

山田委員長

ほかにご意見はございますか。よろしいでしょうか。

では、また移動教室のことで、いろいろな面につきまして、またいろいろ協議をさせて

いただきたいと思います。ありがとうございました。

次に、「キッズ・プラザの開設、学童クラブ移転及び学童クラブ分室の廃止について」の報告をお願いいたします。

副参事（学校・地域連携担当）

キッズ・プラザの開設及びそれに伴います学童クラブの移転、学校内にあります学童クラブ分室の廃止ということでございます。

内容につきましては、緑野小学校の体育館の完成に伴いまして、それと合築する形でございますけれども、2階部分にキッズ・プラザを整備して、その開設を図るということでございます。それに伴いまして、隣接しております学童クラブ内にあります緑野学童クラブをその施設内に移転する。あと、学校内にあります分室、これも移転することに伴いまして、分室自体を廃止するというところでございます。

その下に「開設するキッズ・プラザ」といたしまして、キッズ・プラザ緑野を体育館に合築する施設の中に開設いたします。移転する学童クラブにつきましては、丸山児童館の中にあります緑野学童クラブをキッズ・プラザの中に入れることによりまして、移転するということでございます。廃止する学童クラブといたしましては、学校内にあります緑野学童クラブ分室を廃止するというところでございます。

図面等がついてございますので、1枚おめくりいただきたいと思います。

1枚おめくりいただきますと、ちょうど緑野小学校の上から見た平面図、配置図という形になってございます。手前側が北側になりますけれども、南側の校庭から見ていただいて、右下のところに、現在太枠で囲われておりますけれども、この部分にキッズ・プラザを整備する形になってございます。その太枠のさらに下側が体育館という形になってございます。建物的には一体的な建物という形で整備を現在進めてございます。

お戻りいただきますと、キッズ・プラザの施設の内容でございますけれども、体育館の2階に延べ床面積といたしましては326平方メートルの施設でございます。中にはキッズ・プラザの活動室、学童クラブ室、事務室、トイレ等を設置するという形になってございます。その中身につきましては、先ほど見ていただいた図面のまた裏面に、配置図、レイアウト図がございますので、お読み取りいただきたいと思います。

移転時期でございますけれども、23年11月中旬を予定してございます。

今後の予定といたしましては、区議会第2回定例会へキッズ・プラザ条例の一部改正、学童クラブ条例の一部改正の議案を提出したいと考えてございます。

キッズ・プラザの開所式につきましては、緑野小学校の開校式典にあわせて実施させていただきたいということで、11月11日を予定してございます。

以上、キッズ・プラザの開設等のご報告とさせていただきます。

山田委員長

ご質問がございましたらお願いいたします。

大島委員

そうしますと、緑野小学校の体育館が完成する時期がこの11月中旬ぐらいで、それにあわせて開設するということがよろしいのでしょうか。

副参事（学校・地域連携担当）

実際に体育館自体が完成するのが、今のところ聞いておりますのは9月末を大体予定しております。その後、建物ですので検査というのがございまして、また、初度調弁という形でいろいろな備品類を入れる作業もございます。そういったところを含めまして、このような日程を考えてございます。

山田委員長

ほかにご意見、ご質問はございますか。

今回の報告には直接関係ないかもしれませんが、緑野小学校にも新しい体育館ができる。桃花も新しい体育館ができているということですが、多くの学校の体育館などが災害があったときに避難所になりますよね。そうした場合に、例えばシャワールームとか、そういったものがどのぐらいのところで完備されているのか。

実は避難所へ行きますと、なかなか入浴とか、その辺が非常に大変なことなのですね。多くは避難所ですと、屋外に簡易トイレなどをつくっているわけですが、確かに区民に開放できるような体育館、設備ということで、新しいところにはシャワールームなどをつくっているということなのですが、これからそういった視点でのいろいろな改築も大切な面ではないかなと思うのです。わかる範囲内で結構なのですが、よろしく願いします。

副参事（子ども教育施設担当）

今のご質問の内容は、申しわけございません、ちょっと資料を手元に持ってございませんで、次回のときにお答えをさせていただきたいと思えます。

山田委員長

ありがとうございました。そのほかにご質問、ご意見はございますか。よろしいでしょ

うか。

では、そのほかに事務局の報告事項はございますか。

指導室長

前回、第13回定例会におきましてご議決いただきました中野区立幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則につきまして、飛鳥馬委員から東京都の職員の状況についてご質問がございました。

確認をいたしましたところ、現在のところまだ規則改正は済んでいないということでございます。また、予定についてはまだわからないという回答でございました。

山田委員長

ほかに事務局の報告はございませんか。ありがとうございました。

以上で本日の日程をすべて終了いたしました。

ここで、傍聴された皆さんに、来週と6月の教育委員会の開会予定についてお知らせをいたします。

来週、5月27日金曜日は、第四中学校訪問と中学校長の意見交換会のため、教育委員会の会議はありません。6月3日金曜日は、午前10時から、いつものとおり区役所5階の教育委員会室で教育委員会の会議を開会いたします。6月10日金曜日は、ひがしなかの幼稚園訪問とやよいこども園視察のため、教育委員会の会議はありません。6月17日金曜日は、午前10時から、いつものとおり区役所5階の教育委員会室で教育委員会の会議を開会いたします。したがって、6月の教育委員会の会議は6月3日と6月17日の2回、なお、6月24日は議会の日程の関係で教育委員会は休会となります。

これをもちまして、教育委員会第14回定例会を閉じます。

午前11時05分閉会